

新型コロナウイルス感染症対策期間中の建築基準法に基づく許可・認定 に関するお知らせ（仮使用認定・仮設建築物許可を除く）

新型コロナウイルス感染症対策期間中も建築基準法に基づく許可・認定事務を行いますが、感染症の感染拡大を防止する観点から、申請書類の郵送等による受付も行うこととしました。郵送等による受付をご希望される場合は、下記の注意事項をお読みの上、手続きの流れに従って進めていただきますようお願いいたします。

注意事項

- ・ **実施期間は、当面の間とします。**
- ・ 必ず裏面の問合せ先に記載する担当者に確認を行ってから、手続きを進めてください。
- ・ 通常の手続きと比べて、郵送等に時間を要するため、大幅に時間を要する見込みです。お時間に余裕をもって手続きを行ってください。
- ・ 記載事項に不備がある場合は、再度書類の送付をお願いする場合があります。
- ・ 郵送等により書類を紛失した場合の責任は負いかねますので、ご了承ください。
- ・ 容量が大きいメール（2MBを超えるもの）を送付される場合は、メールを受信できない場合があります。恐れ入りますが、分割して送付いただきますようお願いいたします。

手続きの流れ

① 事前相談

相談が必要な場合は、来庁される前に、必ず電話でお問合せください。相談内容によっては、メールや電話で相談可能な場合もあります。

② 事前協議票の提出

事前協議票は、メールや郵送等により提出することができます。納付書を送付するための返信用封筒を同封してください。

③ 納付書の送付

事前協議が終わりましたら、担当者から手数料の納付書を郵送します。

④ 許可申請書の提出

手数料を納付した後、許可申請書の正本第1面の裏面に納付済証明書を貼付し、正本と副本等の必要書類を送付してください。

⑤ 許可通知書の送付

許可後に許可通知書と副本をお返ししますが、郵送等での受け取りを希望される場合は、許可申請書と合わせて返信用レターパックなど（信書の送付が可能で配達状況が確認できるもの）を同封してください。

送付先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 西庁舎2階

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（下記の担当係名）

※担当者の名前が分かる場合は、記入してください。

問合せ先

道路内建築許可 用途許可 総合設計許可 絶対高さ許可・高度地区許可 団地認定	建築指導課市街地建築係 電話：052-972-2918 メール： a2918@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp
接道許可 接道認定	建築指導課市街地建築係(道路担当) 電話：052-972-2928 メール： a2928@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp
日影許可	建築指導課建築相談係 電話：052-972-2919 メール： a2919@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp